## 化審法施行令の一部を改正する政令の公布について



「化学物質の審査及び製造等の規則に関する法律(化審法)施行令の一部を改正する政令」が 2024年12月13日に閣議決定され、2024年12月18日に公布されました。 本政令の概要は以下の通りです。

- (1) UV-328、メトキシクロル、デクロランプラスについて、第一種特定化学物質に追加指定 する。
- (2)UV-328 が使用されている場合に輸入することができない製品として、プラスチック用紫外 線吸収剤等の 4 種類の製品を指定する。また、デクロランプラスが使用されている場合に 輸入することができない製品として、難燃剤等の5種類の製品を指定する。
- (3)デクロランプラスについて、例外的に使用可能な用途として、「防衛省設置法に規定する装 備品等に使用する断熱材の製造」を定める。

今後のスケジュール

施行期日:(1)、(3):2025年2月18日

(2):2025年6月18日

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者 (フリーダイヤル 0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせください。

資料 2024年12月13日付 環境省報道発表資料

2024年12月18日付 官報

The Knights of Environmental Science PFAS の小冊子進呈中!

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2 TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817 URL: www.knights.co.jp

PFASとは PFOS や PFOA などの有機フッ素化合物の総称で、撥水、撥油性を有し、難分解性で安 定しているために、様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の 残留性 や生体内への蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。 当社では、PFAS の規制などに関する情報を小冊子としてまとめ、希望者に進呈いたします。

